



# 島根県報

平成30年9月14日（金）

第3,040号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を  
改正する規則 (障がい福祉課) 2

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中 小 企 業 課) 9

### 【告 示】

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正 (管 財 課) 9

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 17

### 【公 告】

平成30年度毒物劇物取扱者試験の合格者 (薬 事 衛 生 課) 17

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託に係る提案競技の実施 (病 院 局) 17

### 【特定調達公告】

「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するICT環境整備事業に係る一般競  
争入札の落札者等 (教 育 指 導 課) 22

### 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す  
る者の総数の50分の1及び3分の1の数 22

不在者投票を行うことができる施設の名称の変更 23

### 【正 誤】

平成30年7月24日付け島根県報号外104号中 (道 路 維 持 課) 24

公布された条例等のあらまし

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（規則第78号）

1 規則の概要

児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う様式の整備（様式第12号その1—様式第14号その3関係）

2 施行期日

平成30年10月1日から施行することとした。

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第79号）

1 規則の概要

貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第78号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第12号その1中

「

|   |   |                |        |
|---|---|----------------|--------|
| 自立支援医療を行うための入院設備の定員   | 人 | 役員の氏名、生年月日及び住所 | (別紙11) |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 |   |                | (別紙12) |

を

」

「

|   |   |  |        |
|---|---|--|--------|
| 自立支援医療を行うための入院設備の定員   | 人 |  |        |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 |   |  | (別紙11) |

に

」

改め、同様式（別紙11）を削り、同様式（別紙12）を同様式（別紙11）とする。

様式第12号その2中

「

|   |       |                |       |
|---|-------|----------------|-------|
| 調剤のために必要な設備及び施設の概要  | (別紙2) | 役員の住所、生年月日及び住所 | (別紙3) |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書 |       | (別紙4)          |       |

を

「

|   |       |       |  |
|---|-------|-------|--|
| 調剤のために必要な設備及び施設の概要  | (別紙2) |       |  |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書 |       | (別紙3) |  |

に

」

改め、同様式(別紙3)を削り、同様式(別紙4)を同様式(別紙3)とする。

様式第12号その3中

「

|   |       |       |                |       |
|---|-------|-------|----------------|-------|
|   | 職員の定数 | (別紙1) | 役員の氏名、生年月日及び住所 | (別紙2) |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書 |       |       | (別紙3)          |       |

を

」

「

|   |       |       |       |  |
|---|-------|-------|-------|--|
|   | 職員の定数 | (別紙1) |       |  |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書 |       |       | (別紙2) |  |

に

」

改め、同様式(別紙2)を削り、同様式(別紙3)を同様式(別紙2)とする。

様式第13号その1中

「

|   |       |                |       |
|---|-------|----------------|-------|
| 主として担当する医師の経歴   | (別紙1) | 役員の氏名、生年月日及び住所 | (別紙2) |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書 |       | (別紙3)          |       |

を

」

「

|               |       |  |  |
|---------------|-------|--|--|
| 主として担当する医師の経歴 | (別紙1) |  |  |
|---------------|-------|--|--|

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | (別紙2) | に |
|---|-------|---|

改め、同様式（別紙2）を削り、同様式（別紙3）を同様式（別紙2）とする。

様式第13号その2中

|   |       |                |       |   |
|---|-------|----------------|-------|---|
| 調剤のために必要な設備及び施設の概要  | (別紙2) | 役員の住所、生年月日及び住所 | (別紙3) |   |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 |       |                | (別紙4) | を |

|   |       |  |       |   |
|---|-------|--|-------|---|
| 調剤のために必要な設備及び施設の概要  | (別紙2) |  |       |   |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 |       |  | (別紙3) | に |

改め、同様式（別紙3）を削り、同様式（別紙4）を同様式（別紙3）とする。

様式第13号その3中

|  |   |       |                |       |   |
|--|---|-------|----------------|-------|---|
|  | 職員の定数   | (別紙1) | 役員の氏名、生年月日及び住所 | (別紙2) |   |
|  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 |       |                | (別紙3) | を |

|  |   |       |  |       |   |
|--|---|-------|--|-------|---|
|  | 職員の定数   | (別紙1) |  |       |   |
|  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 |       |  | (別紙2) | に |

改め、同様式（別紙2）を削り、同様式（別紙3）を同様式（別紙2）とする。

様式第13号の2その1中

|   |       |  |  |   |
|---|-------|--|--|---|
| 役員の氏名、生年月日及び住所                            | (別紙1) |  |  |   |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用 |       |  |  | を |

|  |       |
|--|-------|
| する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当し<br>ない旨の誓約書 | （別紙2） |
|--|-------|

「

|   |      |
|---|------|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用<br>する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当し<br>ない旨の誓約書 | （別紙） |
|---|------|

に、

「備考（別紙1）については、直近の指定の申請（変更申請及び変更届出を含む。）時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

医療機関コード： \_\_\_\_\_

を

「

医療機関コード： \_\_\_\_\_

に

改め、同様式（別紙1）を削り、同様式（別紙2）を同様式（別紙）とする。

様式第13号の2その2中

「

|   |       |
|---|-------|
| 役員の氏名、生年月日及び住所  | （別紙1） |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用す<br>る同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない<br>旨の誓約書 | （別紙2） |

を

「

|   |      |
|---|------|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用す<br>る同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない<br>旨の誓約書 | （別紙） |
|---|------|

に、

「3（別紙1）については、直近の指定の申請（変更申請及び変更届出を含む。）時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

医療機関コード： \_\_\_\_\_

を

「

医療機関コード： \_\_\_\_\_

に

改め、同様式（別紙1）を削り、同様式（別紙2）を同様式（別紙）とする。

様式第13号の2その3中

「

|  |       |
|--|-------|
| 役員の氏名、生年月日及び住所                             | （別紙1） |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用す |       |

を

|   |       |
|---|-------|
| る同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨<br>の誓約書 | （別紙2） |
|---|-------|

|   |      |
|---|------|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用す<br>る同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない<br>旨の誓約書 | （別紙） |
|---|------|

に、

「3 （別紙1）については、直近の指定の申請（変更申請及び変更届出を含む。）時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

医療機関コード： \_\_\_\_\_

を

」

に

」

改め、同様式（別紙1）を削り、同様式（別紙2）を同様式（別紙）とする。

様式第13号の3その1中

|   |       |
|---|-------|
| 役員の氏名、生年月日及び住所  | （別紙1） |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準<br>用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該<br>当しない旨の誓約書 | （別紙2） |

を

」

に

」

に、

「3 （別紙1）については、直近の指定の申請（変更申請及び変更届出を含む。）時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

医療機関コード： \_\_\_\_\_

を

」

に

」

改め、同様式（別紙1）を削り、同様式（別紙2）を同様式（別紙）とする。

様式第13号の3その2中

|  |       |
|--|-------|
| 役 員 の 氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所                | （別紙1） |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用す |       |

を

|   |       |
|---|-------|
| る同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | (別紙2) |
|---|-------|

|   |      |
|---|------|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | (別紙) |
|---|------|

に、

「備考

- 1 「保険薬局」欄の「名称」欄には、正式名称を記載すること。
- 2 (別紙1)については、直近の指定の申請(変更申請及び変更届出を含む。)時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

医療機関コード： \_\_\_\_\_

「備考 「保険薬局」欄の「名称」欄には、正式名称を記載すること。

医療機関コード： \_\_\_\_\_

改め、同様式(別紙1)を削り、同様式(別紙2)を同様式(別紙)とする。

様式第13号の3その3中

|   |       |
|---|-------|
| 役員 の 氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所  | (別紙1) |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | (別紙2) |

|   |      |
|---|------|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | (別紙) |
|---|------|

に、

「備考

- 1 健康保険法に基づく指定訪問看護事業者又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であることが分かる書類(指定通知書の写し等)を添付すること。
- 2 (別紙1)については、直近の指定の申請(変更申請及び変更届出を含む。)時に提出したものから変更が生じていない場合は、添付を省略することができる。

医療機関コード： \_\_\_\_\_

「備考 健康保険法に基づく指定訪問看護事業者又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であることが分かる書類(指定通知書の写し等)を添付すること。

医療機関コード： \_\_\_\_\_

」

改め、同様式（別紙1）を削り、同様式（別紙2）を同様式（別紙）とする。

様式第14号その1中

「

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 役員 の 氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所  | (別紙1) |   |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | (別紙2) | を |

」

「

|   |      |   |
|---|------|---|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | (別紙) | に |
|---|------|---|

」

改め、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とし、同様式備考5中「（別紙）」を「（別紙1）」に改め、同様式中備考5を備考4とし、備考6を備考5とし、備考7を備考6とし、同様式（別紙1）を削り、同様式（別紙2）を同様式（別紙）とする。

様式第14号その2中

「

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 役員 の 氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所  | (別紙1) |   |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | (別紙2) | を |

」

「

|   |      |   |
|---|------|---|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | (別紙) | に |
|---|------|---|

」

改め、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、同様式（別紙1）を削り、同様式（別紙2）を同様式（別紙）とする。

様式第14号その3中

「

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 役員 の 氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所  | (別紙1) |   |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | (別紙2) | を |

」

「

|   |      |
|---|------|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | (別紙) |
|---|------|

に

」

改め、同様式備考2を削り、同様式備考3中「(別紙)」を「(別紙1)」に改め、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式(別紙1)を削り、同様式(別紙2)を同様式(別紙)とする。

**附 則**

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第79号**

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項利率（年利）の欄、3の項利率（年利）の欄及び13の項利率（年利）の欄中「0.45パーセント」を「0.50パーセント」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

**告 示****島根県告示第620号**

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）の一部を次のように改正する。

平成30年 9 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条第1項第3号中「(様式第2号)」を削り、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 代理人を定める場合にあつては、委任状

(5) 誓約書

第3条第1項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同項第6号中「及び財産目録」を削り、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 役員等名簿

(7) 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し

第4条第3項第1号中「年」を「年度」に改める。

第5条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第6条中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第7条中「を受けた者の」を「に係る」に改める。

第8条中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条第2号中「県内」を「法人にあっては県内」に改め、「所在地」の次に「、個人にあってはその者の住所」を加え、同条第3号中「代表者の」の次に「職若しくは」を加え、同条第4号を次のように改める。

(4) 役員等名簿

第8条第5号中「代表者の」の次に「職若しくは」を加える。

第10条を第11条とする。

第9条中「又は」を削り、「判明したとき」の次に「、又は前条の規定による申請があったとき」を加え、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(入札参加資格の取消申請)

**第9条** 入札参加資格者は、第5条の規定による認定の取消しを受けたいときは、入札参加資格取消申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

様式第1号中 「商号又は名称」を「<sup>ふ</sup>り<sup>り</sup>が<sup>が</sup>な<sup>な</sup>」に、  
代表者職氏名」を「<sup>ふ</sup>り<sup>り</sup>が<sup>が</sup>な<sup>な</sup>」代表者職氏名」

「(担当者氏名 )

「(担当者氏名 )」を (担当者電話 — — ) に、

(担当者FAX — — )」

「4 国税及び島根県における県税の納税証明書又はその写し

5 印鑑証明書又はその写し

6 財務諸表及び財産目録(法人に限る。)

7 青色申告書又は所得税確定申告書の写し(個人に限る。) を

8 営業に必要な設備、機械器具等の明細書(個人に限る。)

9 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

10 その他知事が必要と認めた書類 」

「4 営業経歴調書(別紙1)

5 代理人を定める場合にあつては、委任状(別紙2)

6 誓約書(別紙3)

7 役員等名簿(別紙4)

8 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し に改める。

9 財務諸表(法人に限る。)

10 青色申告書又は所得税確定申告書の写し(個人に限る。)

11 営業に必要な設備、機械器具等の明細書(個人に限る。)

12 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

13 その他知事が必要と認める書類 」

様式第1号に別紙1から別紙4までとして次のように加える。

## 別紙1

## 営 業 経 歴 調 書

年 月 日現在

|             |   |               |                    |            |
|-------------|---|---------------|--------------------|------------|
| 本 店         | 名 称   | 所 在 地         |                    | 電 話 番 号    |
|             |   | 〒             |                    |            |
| 県内の主たる事務所   |   | 〒             |                    |            |
| 営 業 年 数     | 創 業 年 月 日   | 営 業 年 数       |                    | 現組織への変更年月日 |
|             | 年 月 日   | 年 月           |                    | 年 月 日      |
| 自 己 資 本 の 額 | 区 分   | 直前決算額<br>(千円) | 利益処分(損失処理)<br>(千円) | 計<br>(千円)  |
|             | 資 本 金   |               |                    |            |
|             | 準 備 金   |               |                    |            |
|             | 積 立 金   |               |                    |            |
|             | 繰越利益(欠損)金   |               |                    |            |
|             | 計   |               |                    |            |
| 年 間 総 売 上 高 | 営 業 年 度   | 年 月 日 ~ 年 月 日 |                    |            |
|             | 売 上 高   | 千円            |                    |            |
| 流 動 比 率     | $\frac{\text{流動資産 ( 千円)}}{\text{流動負債 ( 千円)}} \times 100 = \quad \%$ |               |                    |            |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

## 別紙 2

## 委 任 状

年 月 日

島根県知事 様

申請者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(個人にあつては、住所及び氏名)

所 在 地

商号又は名称

私は、受任者

職 氏 名

を代理人と定め、

年 月 日から

(個人にあつては、住所及び氏名)

年 月 日まで島根県において発注される庁舎の電気供給業務に係る下記の権限を委任します。

## 記

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 契約の履行に関する件
- 4 契約の履行に伴う代金請求及び受領に関する件
- 5 その他 1 から 4 までに付帯する一切の件

## 別紙3

## 誓 約 書

私は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- 2 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

資格認定を受けた後、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、指名停止の措置又は資格認定を取り消されても異存ありません。

- 1 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者となったとき。
- 2 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていることが判明したとき。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているか否かを確認するため、島根県警察本部に対して照会が行われることに同意します。

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

（個人にあつては、住所及び氏名）

島根県知事

様

## 別紙 4

## 役 員 等 名 簿

| 商号又は名称  |     |      |
|---------|-----|------|
| 所在地又は住所 |     |      |
| 役職名等    | 氏 名 | 生年月日 |
|         |     |      |
|         |     |      |
|         |     |      |
|         |     |      |
|         |     |      |
|         |     |      |
|         |     |      |
|         |     |      |

## 注意事項

## 1 名簿記載対象者

- (1) 法人 非常勤を含む役員（登記事項証明書のうち「役員に関する事項」欄に記載されている者）及び契約等の権限を委任する支店、営業所等を代表する者で役員以外のもの
- (2) その他の団体 法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等及び契約等の権限を委任する支店、営業所等を代表する者で代表者、理事等以外のもの
- (3) 個人 当該個人、当該個人と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び契約等の権限を委任する支店、営業所等を代表する者

2 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報があるが3の目的のために提供され、又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている者全員の同意を得ること。

3 この名簿は、役員等が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供し、又は利用しない。

年 月 日

役員等が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かを確認するため、島根県警察本部に対して、この名簿による照会が行われることに同意します。また、本書記載の内容は、事実と相違ありません。

代表者職氏名

㊞

（個人にあつては、氏名）

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とする。

「所在地」 「所在地」

様式第5号中 商号又は名称 を <sup>ふりがな</sup>商号又は名称 に、「(担当者氏名 )」  
代表者職氏名」 <sup>ふりがな</sup>代表者職氏名 」

「(担当者氏名 )」

を (担当者電話 — — ) に、「に対する証明書類」を「を証する書類」に改め、同様式を  
(担当者FAX — — )」

様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第9条関係）

※受 付

年 月 日

島根県知事 様

申請者 所 在 地

ふりがな  
商号又は名称ふりがな  
代表者職氏名

㊟

（個人にあつては、住所及び氏名）

（電話 — — ）

（F A X — — ）

（担当者氏名 ）

（担当者電話 — — ）

（担当者F A X — — ）

入札参加資格取消申請書

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた入札参加資格の取消しを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 登録業務及び番号 電気供給業務 第 号

2 取消申請理由（該当する番号に○）

(1) 廃業による

(2) その他 [ ]

様式第6号中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、「備考 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。」を削る。

#### 附 則

この告示は、平成30年9月14日から施行する。

#### 島根県告示第621号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 東郷（追加）
- 2 土地の表示

平成30年島根県告示第129号（以下「告示」という。）で指定した標柱9号から12号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱9号と次に掲げる地番の土地に存する標柱18号を結んだ線、標柱18号から20号までを順次に結んだ線及び告示で指定した標柱12号と次に掲げる地番の土地に存する標柱20号を結んだ線により囲まれた区域

| 所 在 及 び 地 番           | 標 柱 番 号 |
|-----------------------|---------|
| 隠岐郡隠岐の島町東郷湯ノ津3番1地先道路敷 | 18号     |
| ” 6番9地先道路敷            | 19号     |
| ” 6番4地先道路敷            | 20号     |

## 公 告

平成30年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成30年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 一般毒物劇物取扱者試験合格者
 

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|
| 1  | 2  | 4  | 5  | 6  | 8  | 9  | 11 | 12 | 14  | 15  | 17 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 26 | 28 | 31 | 32 | 49 | 101 | 102 |    |    |
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者
 

|    |    |    |    |    |    |     |     |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 51 | 62 | 73 | 75 | 77 | 88 | 114 | 121 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者
 

なし

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託の契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成30年9月14日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

- 1 提案競技に付する事項
  - (1) 名称

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託

## (2) 仕様

「島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

## (3) 契約期間

平成31年4月1日から平成34年（2022年）3月31日まで

## (4) 業務履行場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

## (5) 提案価格の上限額

592,680千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

当該提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県病院事業管理者の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(4) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(6) 島根県が行う庁舎の清掃及び警備業務等の委託、建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。

(9) 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第5条第2項の規定により、清掃業務および害虫等防除業務について、A等級に格付けされた者であること。

(10) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度により院内清掃サービスについて認定を得た者又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の基準に適合することを証明できる者であること。

(11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号、第2号及び第7号に掲げる事業について、島根県知事の登録を受けている者若しくは入札日の前日までに登録を受けられる見込みがある者又は同項第7号及び第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第6号を含む。）に掲げる事業について、島根県知事の登録を受けている者若しくは入札日の前日までに登録を受けられる見込みがある者であること。

(12) 平成22年4月1日からこの公告の日までに医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院（400床以上の病床を有する病院に限る。）で、手術室及び集中治療室等の清潔区域を含む清掃業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。

## 3 提案競技説明に関する事項

## (1) 提案競技実施要領等の配付期間及び配付場所

## ア 配付期間

平成30年9月14日（金）から同年10月4日（木）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

## イ 配付場所

島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課（島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 3階）

ウ 配付手続

島根県立中央病院のホームページにおいて掲載する「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配付場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配付する。

(2) 提案競技説明会

ア 日時 平成30年9月21日（金） 午前10時30分

イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 提案競技参加資格確認手続

提案競技に参加しようとする者は、次のとおり書類を提出し、2の参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は履歴書

ウ 法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行された原本又はその写しに限る。）又は身分証明書

エ 直近の財務諸表（決算報告書）

オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行された原本又はその写しに限る。）

カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行された原本又はその写しに限る。）

キ 役員等名簿

ク 担当者届

ケ 2の(10)及び(11)を確認できる書類（認定書、登録書等）

コ 2の(12)を確認できる書類（契約書、仕様書、検査済証の写し等）

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

平成30年10月4日（木）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

エ 提出先

12に同じ

5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに質疑票により電子メールにて提出すること。

(2) 提出先

12に同じ

(3) 提出期限は、平成30年10月11日（木）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、提案競技参加資格確認申請者全員に対し、電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

## 7 提案書及び見積書の提出

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書及び見積書を提出すること。

## (1) 提案書の内容

仕様書を元に「島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託提案記載事項」のとおり記載することとし、新たな業務事項及び将来的な構想がある場合は、その旨がわかるように表示すること。ただし、提案者以外に権利が帰属する著作物・情報等については、提案者において開示の承諾を得たうえで表示すること。

なお、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

## (2) 要求する仕様

仕様書のとおり

## (3) 提案書の形式

形式は任意とする。ただし、用紙サイズは全てA4判とし、ページを付すこと。

## (4) 見積書の記載事項

書式に従い記入し、値引き等の記載は行わないこと。

## (5) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## ア 提出方法

郵送又は持参による。

## イ 提出部数

提案書 11部

押印した見積書 1部

## ウ 提出期限

平成30年10月25日（木）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

## エ 提出先

12に同じ

## 8 選定方法

## (1) 審査手順

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務総合評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、厳正な審査を行い、総合的に最も優れた提案者（以下「契約予定者」という。）を選定する。

ア 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーション等を実施する。ただし、提案者が多数の場合においては、書面による事前審査を行う場合がある。

イ プレゼンテーション等の日程は11月2日（金）を予定しているが、実施日時等については該当者にのみ別途通知する。

## (2) 提案者の評価方法

ア 提案価格が上限額の範囲内の提案書について評価を行う。

イ 提案内容が仕様を明らかに満たしていないために、本業務の目的を達しないと判断された場合には失格とし、評価は行わない。

ウ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

エ 評価視点（評価項目）は次のとおりとする。

(ア) 責任者等相当の経験を有する者の配置

(イ) 主な業務の実施体制

(ウ) 院内感染防止の具体的方法

(エ) 業務実施方法

(オ) 自主検査（業務改善）体制

- (カ) クレーム処理体制
- (キ) 人材育成
- (ク) 障がい者雇用への取組
- (ケ) 受託準備体制
- (コ) その他提案事項
- (ク) 見積金額

### (3) 選定結果の通知

選定結果については、以下のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知するとともに、ホームページにおいて公表する。

なお、応募多数の場合における事前審査によりプレゼンテーション等を行わないこととなった者に対しては、プレゼンテーション等の日程の通知に併せてその旨の通知を行う。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名又は名称

ウ 採否の理由

エ 評価委員会委員の構成

### (4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

### (1) 契約相手方

契約予定者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (4) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。

## 12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒693-8555

島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6416

ファックス 0853-21-2975

電子メール tyubyoshisetsu@pref.shimane.lg.jp

### 13 Summary

- (1) Title of service and quantity to be procured: Consignment of Shimane Prefectural Central Hospital Environmental Sanitation Work (Cleaning etc.) 1 set
- (2) Submission deadline for application of vendor qualifications: 4 October 2018 at 17:00
- (3) Submission deadline for written proposal and quote: 25 October 2018 at 17:00
- (4) Contact regarding proposal competition: Facility Management Division Management Department Secretariat Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken 693-8555, Japan  
TEL: 0853-30-6416

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年9月14日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

### 1 借入件名及び数量

「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するICT環境整備事業（安来高等学校外37校） 一式

### 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育指導課 島根県松江市殿町1番地

### 3 落札者を決定した日

平成30年8月16日

### 4 落札者の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 平岡 秀則 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号

### 5 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）

257,256,000円

### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

### 7 特例公告を行った日

平成30年6月29日

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第

86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成30年9月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- |   |   |         |
|---|---|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数  | 11,509  |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 162,574 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）          |         |
|   | 松江選挙区   | 56,284  |
|   | 浜田選挙区   | 15,440  |
|   | 出雲選挙区   | 47,537  |
|   | 益田選挙区   | 13,259  |
|   | 大田選挙区   | 10,014  |
|   | 安来選挙区   | 11,062  |
|   | 江津選挙区   | 6,754   |
|   | 雲南・飯石選挙区  | 12,505  |
|   | 仁多選挙区   | 3,724   |
|   | 邑智選挙区   | 5,472   |
|   | 鹿足選挙区   | 4,003   |
|   | 隠岐選挙区   | 5,763   |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）     | 162,574 |

島根県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成30年9月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

| 施設の名称及び所在地 | 変更事項 | 変 更 後 |
|------------|------|-------|
|            |      |       |

| 名 称              | 所 在 地       |       |                |
|------------------|-------------|-------|----------------|
| 身体障害者療護施設出雲サンホーム | 出雲市神西沖町1313 | 施設の名称 | 障害者支援施設出雲サンホーム |

**正****誤**

平成30年7月24日付け島根県報号外第104号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所                | 誤     | 正     |
|-----|-------------------|-------|-------|
| 2   | 島根県告示第527号<br>の表中 | 49.50 | 48.80 |
|     |                   | 49.50 | 48.80 |